

「種名 Felis catus (ノネコ)」は、 ネコ・イエネコと別種類ではありません。

「種名 (ノネコ)」は昭和24年10月、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (以下、鳥獣保護法) の規則改正の際に、当時の所管庁があらたに付した名称です。

出典：昭和39年5月28日 姫路簡易裁判所裁判官より農林省あての照会
及び、同8月31日 林野庁長官より姫路簡易裁判所裁判官あての回答
[39 林野造第716号]

国際的な動物学上のネコ及びイエネコの種名は「Felis silvestris catus または Felis catus」とされ、「ノネコ」は世界共通の学名ではありませんが、現在でも鳥獣保護法により狩猟鳥獣 (※注) に「ノネコ」が規則されています。

冒頭出典の回答にも <「ノネコ」と「家ネコ」とは動物学上は同一の「ネコ」で「ノネコ」と称する別種類のものがあるのではない。> としており、「ネコ及びイエネコ」が生息地を変えても別種類のネコにはなり得ません。

昭和48年制定の旧・動物保護法 (略称・以下同じ)、平成12年動物愛護法 (略称・以下同じ) に改正施行では、猫は旧・保護動物、現・愛護動物とされ、猫の殺傷は可罰的違法行為です。(愛護動物殺傷罰則・五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金)

下記の枠内は、改正動物愛護法 (旧・保護法) 施行以前の昭和24年にあらたに付された、鳥獣保護法の狩猟鳥獣の規則の抜粋です。現在でも複数の自治体や、時には個人或は一部の事業者等の考えの根拠法とされ、愛護動物の猫を捕獲殺傷または捕獲します。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 (狩猟鳥獣)

第三条 法第二条第七項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。

別表第二 狩猟鳥獣 (第三条関係)

動物界／哺乳綱／ねこ目／科名 ねこ科

種名 Felis catus (ノネコ)

「種名ノネコ」は動物学上極めて不適切であり、また国際的に周知されている学名でもありません。同じ一匹のネコが、法により狩猟鳥獣と愛護動物に位置づけられることに、合理的な整合性がありません。動物愛護法を護ろうと努める国民に、国が長い期間に渡り応じられない原因を持ちづづけていることにより、「狩猟鳥獣ノネコ」の解釈をすすめる複数の自治体が古くから、例えば「ノネコ管理計画」などやそのほかの呼称で施策を施行し、愛護動物の猫を捕獲殺傷し、あるいは捕獲などを行います。

このような事態の解消を目的に、鳥獣保護法の規則から「種名 Felis catus (ノネコ)」の削除を提案いたします。

(※注) 鳥獣保護法の「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等 (捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。) の対象となる鳥獣 (鳥類のひなを除く。) であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

